

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成22年12月17日 規程第88号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター（以下「本センター」という。）定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する支給の基準等を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、期末手当を支給することができる。
- 4 常勤役員には、退職慰労金を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本センターの常勤役員の報酬月額は、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、同俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する期末手当は、基準日（6月1日及び12月1日をいう。）現在において受けるべき報酬月額に、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例

第9号。)第17条第2項に定める各支給月の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	100分の100
5 月以上 6 月未満	100分の 80
3 月以上 5 月未満	100分の 60
3 月未満	100分の 30

(報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(費用)

第6条 本センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日(平成22年12月17日)から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号 俸	月 額	号 俸	月 額
1	200,000	14	330,000
2	210,000	15	340,000
3	220,000	16	350,000
4	230,000	17	360,000
5	240,000	18	370,000
6	250,000	19	380,000
7	260,000	20	390,000
8	270,000	21	400,000
9	280,000	22	410,000
10	290,000	23	420,000
11	300,000	24	430,000
12	310,000	25	440,000
13	320,000	26	450,000